

中古住宅購入資金とリフォーム資金の同時申込について

中古住宅購入資金＋リフォーム資金の同時申込を可能とする取扱いを平成27年6月1日から開始します。

[財形融資がより使いやすくなります！！]

- ① 従来のように中古住宅購入資金とリフォーム資金の借入申込みを2回に分けて行う必要がなくなります。
- ② 借入申込書添付書類の一部簡略化を図ります（リフォーム資金の借入申込書に添付する財形貯蓄残高証明書の提出を（写）で可とし、既存の登記事項証明書の提出を不要とします。）。
- ③ 下図のとおり、リフォーム工事の着工を早めることが可能となります。

